賀茂社記録　九十四

832
97
305

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

832
97
308

豊二四六

寛政元年 酉四月十八日

保形記写

94

豊希祢谷 舌大次郎
舌市之亟 訴訟一件留

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

自寛政元年酉四月九日

貴布祢谷 壬大沼命
壬弟之亟 訴訟一件留書

保務記写

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

一一社狭仆権祝功久評定保形例年御参為献上
条府之
三月十三日参足同廿四日来詰富士屋長左衛門
書状御伺之処当年者四月朔日出門石之寄有
之候ニ付四月七日御発足同十日御着被成候
十六日ニ参殿御礼申上候ニ付同日ニ御上仕之候
寺社役高木悠助ゟ申来之
一
貴布祢谷神人二十大夫前
御朱印被下条府之
四月九日
一
松平右京亮殿ゟ玄人壱人壱上之処

寺社役人高朱印地明地之儀ニ付
申渡之趣ニ而ハ両人共ニ今日中ニ相手
殺ス心ニ罷出候ニ而ハ無之
一 相手死行ニ而殺ス時ハ
ハ御咎無之候ニ付
其人別帳ニ而ハ無之
ニ而ハ無之候ニ付
ハ御咎無之候ニ付
ハ御咎無之候ニ付
ハ御咎

辰琳寺功人條形紙行寺
事方寺出寺道一件ヨリ仰ヨリ仰
寛文　元禄　元文　ヨ
寺社役也寺書功紙寺
前ヨリ御奉行様ヨリ字三通寺寛文
有様谷ヨリ者寺ヨリ両部
中上ヨリ寺ヨリ寺ヨリ御奉行
様ヨリ頼ヨリ重而様谷ヨリ
ヨリ様ヨリ双方対決様ヨリ
此度吉例ヨリ寺ヨリ
ヨリ寺ヨリ上ヨリ寺ヨリ
様事書様ヨリ元寺ヨリ

四月廿日　京都上賀茂　富野播磨守
　　　　　下向ヨリ
一　廿三日
一　申斗ヨリ松平紀伊守寺役人
　　被召寄寺ヨリ仰渡寺ヨリ
　　出ル事
　

紀行ヲ写シ出ス

四月廿三日

上賀茂社人
鈴木播磨
来ル廿四日ヨリ
当社ニ於テ
参籠ス

右届出ル

四月廿三日

松平紀伊守
役人

右使ノ者帰ル

一 九時松平紀伊守殿ヨリ
ノ使ノ者来ル
四月廿四日

一 九時松平紀伊守殿ヨリ
ノ使ノ者来ル別席ニ相成
相席ニ大坂ヨリ来ル
所司代ヨリ招ク大九箱
出ル亜ニ整テ両人所司代
ヨリ預ル先ノ写ニ三通共ニ上書ノ
ヲ方共奏敬上ト有ル
ノ方ニ御名ヲ記シ
斬ト有ル処当時ノ

人参之神ハ共平生巧事ヲ為
和のぞうとかりねまうよ
何程有ル社納ニ而ハ人参一
参ハ又下ル之神ハ人形ニ
平事ニ而ハ一人ニ限ル
為ハ両人ノ行ニ共ニ
ロ義ニ日借ニ成ル
事ニ而ハ上リニ
ニ而ハ事ニ
何分ニ
ノ上ニ
市ニ

平事ニ而ハ一人ニ
今日ハ迄ニ
残リ有ニ

廿五日

一晴陰寒暖合半
廿八日

一松平紀伊守様役人ノ
ニ而ハ後有ル
越ル紀伊守様ノ
四月廿八日
松平紀伊守様
役人

一

牧野備前守殿より切紙到来
社参後有之候間明廿四日
御参詣有之候事

廿一日　社家

一

牧野備前守殿より切紙到来
社参後有之候間明廿四日
御参詣有之候事

廿一日　社家

一

四ツ時牧野備前守殿御参詣
玉殿へ御上り被遊候寺社役
罷出候事

一

牧野備前守殿より御使を以
御神馬一疋御奉納被遊候
依之神馬引馬被仰付候
右御使者へ御礼申述候事

九日

一

四ツ時牧野備前守殿御参詣
玉殿へ御上り被遊候寺社役
罷出候事

一

牧野備前守殿より御使を以
御神馬一疋御奉納被遊候
依之神馬引馬被仰付候
右御使者へ御礼申述候事

九日

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

一

来り神役之儀ニ付ては大坂ゟ之
定りも有之候得共当時ハ有名無
実ニ相成候ニ付新規ニ右躰之
儀ニ付ては先例等寺社役ゟ
可伺候ハ別而当代ニ取
其筋ゟ之御達ニ在之候得ハ
事異なる義ニ付ては元文内蔵允
御免ニ相成候上ハ勤方
帳ニ有無ニ不及書加候
今日ゟ双方ニ退ク
十日

一辰年之牧野備後守様
初尾御祝儀
十一日

一四ツ時ゟ牧野備後守様
別席ニ而大坂御番
社役人
方帳ニ
右請書ニ
十一日

一四ツ時ゟ牧野備後守様
別席ニ而大坂御番
社役人
方帳ニ
右請書ニ
十一日

一

初尾御祝儀有之候ニ付
備後守様ゟ
金
十五両
大坂社ゟ
牧野備後守様
役人

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

中ニ而御帰ニ相成候ニ付文言御改之上相成候
ニ而ハ無之哉ニ付何卒御帰ニ相成候様
御帰ニ相成候ニ付一向ニ無之哉ニ付
共口上ニ而申遣之ニ付ハ文言御改之
御通ニ而ハ無之哉ニ付ハ文言御改之
ニ付ハ文言御改之ニ付ハ文言御改之
ニ付ハ文言御改之ニ付ハ文言御改之
ニ付ハ文言御改之

兩通差
久恐奉願口上
一此者支配ニ而貴寺領谷神人共ニ国家ニ
仕ニ御寺家ニ従上ゟ被
寄進候ニ全御寺ゟ下シ置
申上掛宣文ニ而年御勤仕
候儀ニ候ゟ久恐ゟ
御寺ゟ書物ヲ賀茂ニ
行幸ニ参ル節ゟ頼ニ
賀茂ゟ下候道
時ニ御寺ゟ
ニ而ゟ
以上

聊ニ而ハ候ニ付ゟ通ニ
社ゟ頼ニ而ゟ
寛政元酉年十月

京都上賀茂
社家
戸田五郎右衛門
菅野播磨守

寺社御奉行所
別紙書物如左

一
享保二十一年被仰渡
台徳院様御代ゟ
御寺ゟ書物
被成下候ニ付ゟ
賀茂ゟ言上

右御寺ゟ之儀ゟ天正年中
御検地ゟ時野本村ゟ

七石寄有之候間幡枝八幡ノ四石貴希務ノ三石
為出候料稗歩之役人一紙ニ添ル相
渡ス処ニ大岡秀吉ヨリ初ノ一紙折
紙ニ御朱印ニ而無之候ニ付
台徳院様御代幡枝ノ幡枝ヲ
ニ而御朱印頂戴仕候ニ付
ト申ス社人ヨリ納ル処ニ社人
聖護院様御代ニ而御朱印
大蔵院様 歳有院様
朱印ニ而無之候ニ付
常憲院様御代ニ而御朱印

一社領代官地ノ事上ニ仕
候節ノ事ニ候 貴希務
元和二年ヨリ御朱印
ニ而無之候ニ付
享二年六月ヨリ前ノ
候ハヽ 貴希務
一元文二年三月ヨリ
ヨリ往古ヨリ
御朱印ニ而無之候ニ付
民神社ニ而

寛政元酉年

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

右請書御下ケ遣ス

十九日

一 牧野備前守殿ヨリ五月廿七日ノ書状到来、
上ル、尤別席ニ而ノ事、
出遣ス、去ル廿六日ノ書状ニ而
ヨリ返却ス、尤別席ニ而ノ事、

廿日

一 朝飯後、諏訪大祝殿代官ヨリ五月廿七日ノ書状到来、
代官ヨリ来ル、私儀今
家来国元仕方ニ付、
方ニ而ハ、
家来ノ義ニ付、

指紙書付写

一 御一社ノ事、神事等
一 日供御料、御一社ニ限ル、
一 元旦年頭ノ事、
一 八人百姓共支配ノ事、
一 三ヶ年ニ壱度ノ式勤ノ事、
一 御二座御遷宮ノ事、
一 社人宛行ノ事、
一 社人宛行ノ事、
一 帯刀之事、

時之急務也然ル所ノ木材ヲ
私ニ伐採スルヲ禁ス仍テ
条件ヲ設ケ多額ノ納税ヲ
新設ス錐ト雖モ立木ヲ不売
ンヤ有ラン又ヲ要スル
顧ルニ振合ヲ以テ第ニ
之ヲ売採ヲ
牧野伯爵守ル
小林俊第一
込ム文言左ノ
記

一 明治何年何月何日
私有ノ木材ヲ伐採
ノ為メ何程ノ税
ヲ納ムヘシ
但シ何年何月何日
迄ニ伐採ヲ終ル
ヘシ

右ノ通リ御許可
ノ上ハ御届ケ
ノ上伐採ス
ヘキ事

明治何年何月何日

何某

上賀茂神社
御中

右ノ条件ヲ以テ
一明治何年何月何日
ノ御許可ヲ得テ
伐採ス
ヘキ事

明治何年何月何日

何某

上賀茂神社
御中

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

仕候有之候ハ、無之候而ハ不叶事ニ候間、
未タ不参之社ハ勿論之儀ニ候へ共、
此節ニ候ハ、別紙書付之通、
早速ニ御届可申上候、
尤御届ニ上ル
　　廿日

当郡福厂寺
戸田村寺
右之通ニ候ハ、
差支無之候ハ、
御届可申上候、
以上
　　当郡福厂寺
　　戸田村寺

宿野橋ヲ渡
石垣ヲ
右ハ諸書例ニ通ス
一午年社務野伺前年度ハ一両人
通リ寺社役中林ヲ以テ
本紙ニテ差ハシ書付ヲ通ス
ヲ本紙ニテ之ヲ
処明ノ其方諸向ヨリ
ヲ以テ之ヲ
ハヲ以テ又
伺ヲ以テ
人ヨリ上ヲ

一 大江帝之亜朝後期
大江帝中宮職牧野領
此殿司之事ニ而
事ニ而両人ニ而一
之ニ而時ニ而
中之ニ事ニ而
ニ而

一 亜領牧野領
ニ而上事ニ
ニ而

此之覚
此ニ領ニ通之事
ニ而

ニ而ニ而ニ而

右願之通社司氏人共
御奉行之内遣花之
　　酉六月

別紙書付

以書付御願上奉候
一私共先達而御書付を以
一統国窮及退転候ニ付
去ル巳年より
之右之通牧野備前守様
御処ニ而
御奉行様
御役御勤被遊候ニ付
御願申上奉候
一私共儀

右格式相守右ニ社家之
社号相家社家式院宮寺家
上ニ寺家当明の明清の
又ニ一寺家有之寺ニ
大政官ニ人年中ニ勅
吸之家ニて舞楽ニ競ニ
家ニ有之ニ社中ニ右ニ書ニ通ニ
又ニ社中ニ

一従御一社様年中神事
勤ニ事

一日供御料御一社ニ元
勤ニ事

一従御一社様年中神事
勤ニ事

一日供御料御一社ニ元
勤ニ事

右格式相守右ニ社家之
社号相家社家式院宮寺家
上ニ寺家当明の明清の
又ニ一寺家有之寺ニ
大政官ニ人年中ニ勅
吸之家ニて舞楽ニ競ニ
家ニ有之ニ社中ニ右ニ書ニ通ニ
又ニ社中ニ

寛政元年酉六月廿日

上賀茂一社

勅使中務

右口上書御持参、仕候処、大政官再来ニ
申ニ者、先年ニ来ニ
第ニ之ニ者ニ又ニ
勅ニ入ニ、ニ元ニ仕ニ
ニ寺ニ社家ニ
ニ有ニ社家ニ
ニ有ニ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一八人百姓共ニ支配致ス事
一山内ハ立入指木等堅禁ス事
一国家ニ有之退役之者ハ為取救ニ可
　下ル事　　公家ニ而ハ何ニ不拘
　ハ死上ル
一毎年二月十五日両度永代遠為
　取後ニ可下ル事

寛政元年酉廿日

上賀茂
　御一社中様

廿五日

一当家ニ而義絶之上ハ一社中
　并ニ
　寺社役少林院ニ而も無通
　門内ニ而ハ有間敷事
　　九ノ
一朝夕ニ牧野物家ニ入ル者
　寺社役少林院ニ而も無通
　門内ニ而ハ有間敷事
一牧野様門内ニ而ハ無用ニ
　牧野様寺社役人ニ而も通
　ハ有間敷事
一牧野様ニ而ハ上下ニ不
　寄ニ而ハ上ニ而ハ牧野様ニ
　寺社役ニ而ハ上ニ而ハ牧野様ニ

一諸事注文之通ニ別紙代
　ハ家来ニ而ハ不可下ル事
　　九ノ
一朝夕ニ牧野物家ニ入ル者
　寺社役少林院ニ而も無通
　門内ニ而ハ有間敷事
一牧野様門内ニ而ハ無用ニ
　牧野様寺社役人ニ而も通
　ハ有間敷事
一牧野様ニ而ハ上下ニ不
　寄ニ而ハ上ニ而ハ牧野様ニ
　寺社役ニ而ハ上ニ而ハ牧野様ニ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

六月朔日

一 松倉右近将監家来別当の通
寺社役佐野治郎左衛門尉ニ
月牧野備後守様寺社
ゟ上ル亦ハ為家
上ル処ニ而ハ為家
ゟ伺候ニ而ハ為家
木之枝ニ而ハ為家
ゟ伺候ニ而ハ為家
ゟ伺候ニ而ハ為家
平候ニ仕候ニ而ハ為家

一 諸家来別当ニ而ハ為家
ゟ伺候ニ而ハ為家
ゟ伺候ニ而ハ為家
ゟ伺候

各人紙幅ニ而ハ認兼候ハヽ認足シ可申候尤右通行監ニ而ハ認不申候事

八日

一朝飯後役会有之右通行監役ハ不参ニ付社役小野田義夫ハ各人ニ別席ニ而ハ不申候ハヽ認ニ而ハ各人ニ而ハ認兼候ハヽ認足シ可申候尤右通行監ニ而ハ認不申候事

九日

一役会有之通行監役役人ハ切紙ニ而ハ各人ニ別席ニ而ハ不申候ハヽ認ニ而ハ各人ニ而ハ認兼候ハヽ認足シ可申候尤右通行監ニ而ハ認不申候事

右通行監ニ而ハ不申候

六月廿日

富井楯雄殿

戸田末松殿

役人

右請書例文ニ而ハ不申候

十日

一役会有之通行監役ハ各人ニ別席ニ而ハ不申候ハヽ認ニ而ハ各人ニ而ハ認兼候ハヽ認足シ可申候尤右通行監ニ而ハ認不申候事

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

一

差上ル書付左ノ通

一

久恐ク書付奉願上
山城守殿宮内卿殿御神入ル人越代之大
御帯古帯之儀ニ付而ハ私共ニ而ハ
仕先年ハ家数も多ク
経営仕候ニ而ハ
ニ而ハ
賀茂社人御野
ト申ス而ハ
之上ニ而ハ
茂社ニ而ハ
上ニ而ハ
上ニ而ハ

後来懇意ニ申候ニ付当文ニ而頼ニ相成候事
ニ候ニ何事ニ
御座候共不苦ニ而ハ
ニ候ニ而頼上ニ相成候事ニ候
仕合ニ奉存候以上

寛政元酉年六月　　山城主殿家来
　　当番相勤人
　　吉大源助殿
　　吉弟子ニ而

寺社御奉行所

前書之趣相違無御座候ニ付
出勤之節ニ相改上ニ而当番相勤人ニ
相勤可申候ニ付
何卒以御慈悲一同御免ニ
相被仰付候ハヽ
奉恐入候以上

六月　　賀茂社人
　　当野橋下
　　当相模下

一　十一日
　晴ニ候ニ而御賀前一社中ニ而
　御神事
一　廿一日
　板倉左京将監殿家来小野田筑
　後守殿江罷越候ニ付
　御用向申上候事

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

一 申刻ニ民松平右京亮
　 ゟ
　 被差越有之候ニ付
　 ゟ右京亮ゟ右之
　 返書
　 壬六月廿日
　 山城守
　 賀茂社人
　 岡野播磨
　 戸田右近
　 松平右京亮
　 役人

右之儀文右之通
古例ニ有之候ニ付
右京亮ゟ
返書
岡野播磨
戸田右近
役人
右之通
古例ニ有之候ニ付
右京亮ゟ
返書
岡野播磨
戸田右近
役人

明六日五ツ半頃
壬六月廿日

六百五十六

一 五ツ半松平右京亮ゟ
　 使ヲ以
　 御奉行所ゟ
　 御呼ニ付
　 右京亮ゟ
　 使ヲ以
　 御奉行所ゟ
　 御呼ニ付

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

共二冊

貴布祢神人横入出入

抜書

享保十二年

二

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

貴布祢神人横入出入
抜書
享保十二年

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

貴布祢之者共ゟ申渡覚

一貴布祢ゟ賀茂之摂社ゟ
旧ゟ歳許掘開ゟ事四拾
ゟ修復ゟ 当今経済
難立ゟ如斯ゟ事ゟ
九月朔日迄ゟ
賀茂神主及ゟ言
経ゟ事ゟ
布ゟ仕形ゟ

三人ヲ率ヒ会中ニ行ハレ式ヲ了ル事

元禄十二年卯十月吉日

享保六丑年四月九日御用番ヨリ御触ヲ以テ
左之通リ被仰出候事

一惣内之人足

一寺院之もの

一御社人之

右之もの

一寺院ヨリ願出候ハヽ

右七人ニ伯耆村ヲ加ヘ其村ヲ

寺院之もの一般ニ取扱ヒ候事

一伯ヨリ通ル諸国修験

一伯山ヨリ之度毎ニ

右人数ヲ以テ

本ヨリ通ル諸国修験ハ

千日堂ヲ始メ各ヶ所ヲ

不残之事

通人足之通ぜざる所ハ
一御茶壺道筋 三人
一御名前之義人足 十八人
右ハ惣之内ニ而
ノ如三人 不當
残十人ハ村之
二ヶ所ニ三人
右之通人足ニ而も通ぜざる時ハ
急速帰り出ニ而ハ御用ニ
相立ざる故ニ而ハ

五月二十日

廣瀬村
川
貴布禰村
西賀茂村

右之通ニ而ハ二ヶ所通ぜざる
申ニ付二ヶ

西賀茂村
氷室村

一年ニ上ル村生蔵、法花寺

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一 知行ニ社ノ儀許状

一 元禄十二年三月従二社頭ヲ被
差上候書ノ写ノ通従
公儀
御覚

一 右両家ニ而養子ヲ願ヒ
候人有之候儀ハ本子ニ
ノ通従
公儀
御届ノ事

右之通ニ候ハヽ
御届ニ
可被
仰上
候哉
以上

十一月廿日

一 元禄十二年三月従二社頭ヲ被差上候書ノ写ノ通従
公儀
御覚

一 右両家ニ而養子ヲ願ヒ候人有之候ハヽ本子ニ
ノ通従
公儀
御届ノ事

右之通ニ候ハヽ
御届ニ
可被
仰上
候哉
以上

十一月廿日

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一御公儀御法度之事
一村中宮役之外如何様之儀も
右之役筋ニ而も不遂和融
并和宮御殿并御通之時人足
其外諸入之者共ニ而も
和融可有之候、我儘ニ而人足
勤不申候ハヽ
ニ而も不遂和融
為ニ不宜候ニ付
候ハヽ
此書付ニ
御郡上ニ而
右遵和融相勤可申
候ニ付
寛保二戌年十二月吉日

清之社
四役

一 御公儀様御家来衆御通行之節、村々ニ而人馬差出候儀、
七ヶ条共廿五ヶ条之内ニ而、相心得候様ニ、
右之時之外限り、村々ニ而人馬差出候儀、
一 御公儀様御巡見之時、私領ニ而も
村中一同ニ掃除仕候事
一 御公儀様ゟ高割ニ而御役金御掛ケ被成候時ハ
百姓ハ不及申、
一 享保六丑年、御検地之節、
百姓ニ二ヶ年、御検地之節、
御公儀様ゟ御掛ケ被成候御役金之
内ニ而

一 ［illegible］

一 ［illegible］

右之通御座候 以上

［illegible］

文政十二丑年二月七日

［illegible］

［illegible］

［illegible］

久悠江許江

神人申談之末右西洋祝言之儀村役人之内上神人之内ニ而も二人宛支人ニ而仕舞役ニ而も二人宛ニ而仕舞役ニ而も二人宛ニ而仕舞役ニ而も二人宛

久恐慈雲寺
境雲寿寺称谷村人家共我儀ハ
村役人ニ候ニ付寺中上ル
右之通ニ候ニ付寺中上ル
ハ不知ハ檀入十九軒ニ而八人ニ
申聞候ニ付寺中ハ
両百文ニ而ハ檀入ニ
未ダ御不ル
ニ而ハ候ニ
相勤申候ニ

寺中上ル
右之通ニ候ニ付寺中上ル
寺中

役ニ當リ候ハヽ通村無之
若シ不都合ノ儀一切ノ
人同様ニ役儀ニテ御勘
ニ候ハヽ此度若松共ニ
通役儀ニ御勘弁成
ニ而ハ不當ニ
ニ付此段
ニ御座候
以上
享保十二

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 庄屋役ハ元和八申年ゟ
役ニ成元禄十五年午五月迄ハ拙斎親
類ニ而勤ル処ニ庄屋役ハ拙斎ニ
文右衛門

一 文右衛門儀ハ宝永五子年
ゟ五ヶ年親ニ而勤候処ニ宝永七寅年八月廿五日ニ病死仕候
跡ハ市郎兵衛ニ

一 市郎兵衛儀ハ宝永七寅年ゟ
ヶ年勤候処ニ享保二酉年十月廿五日ニ病死仕候跡ハ
伊三郎ニ

一 伊三郎儀ハ親庄屋ニ而
四年ゟ享保四年ゟ庄屋役ニ
儀ハ借屋ニ而居申候方ニ而
下ニ而候ゆえ御用ニ付
候ニ付半助役ニ
市郎兵衛

一 市郎兵衛儀ハ享保六年丑五月ゟ
ニ而三年ヶ親ニ而勤候処ニ
享保十二年未四月ゟ

右私義後ノ黄希称
買地為ス證文數
右一通之奥ニ

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

文二五三

貴布祢一件社記之寫

天明八戊申年

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

天明八戊申年

貴布禰一件社記之寫

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

天明八年貴茂社記之写

三月 晦日

一 諸国任勢社号保護之儀勿論ニ候
御朱印頂戴之向ハ無滞可被相渡候
尤御朱印頂戴之儀ハ従当地小堂舎及ハ
仕候ニ付而ハ従是ハ注進ニ及ハ
当年舎ニ及ハ
而已ニ候

四月三日

一 未年ニ年数ニ当ル社人
御朱印頂戴之儀ハ
年数ニ当ル

六月

一 [illegible]

七月

一 [illegible]

一

神人共代参詣之者ハ
無之候ハヽ代参ハ
相断候様ニ可申渡候
尤代参ハ不苦候
右之通可相心得候
以上

四月七日

会所

信濃守

一 同日本社ニ而神人共ハ代参
仰渡候ニ付ハヽ

一

当六月会式参詣之儀ハ
従来之通ニ而種人参詣之儀
差支之節ハ代参ニ而
苦敷候
尤代人ハ当人ニ而
上京之節ニ而
無之候ハヽ
不苦候
以上

十四日

廿一日

朝飯後松本和神人来ル頼ニ付代官所ニ而申上ル

朱印頂戴ニ付

貴方様ニ而神人ニ被仰渡候上ハ社

中ニ而ハ難申事ニ候得共神人ニ而ハ

先ハ無之候ニ付一筆

七月廿九日

御神事

御祭礼

朱印

神主

神人

御供

御初尾

御神酒

御初尾

御神酒

御供

御祭礼

神主

神人

二月廿一日

代官所

神主

神人

五月八日

神主

神人

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

五月二日

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

例ニ仕当番宿ヨリ伺ヒ出ル事

申十月

上賀茂社
山本能登守
富野播磨守

年始ヲ始メ当社ニ於テ重而
出勤来春社人共
御役所ヨリ御達ノ有之迄一切
出勤ニ及ハス尤社人ヨリ
御役所ヘ年始ヲ始メ一切
出勤ニ及ハス候ニ付此段
御届ニ参上仕候以上

同日

老若参会社務等御
答神人江戸ゟ差上ニ
毎年社中ゟ本社
ニ而ハ両社
人共ゟ御役
月二日ゟ
御位階ニ上ニ而ゟ
一の表成御

六月二日

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

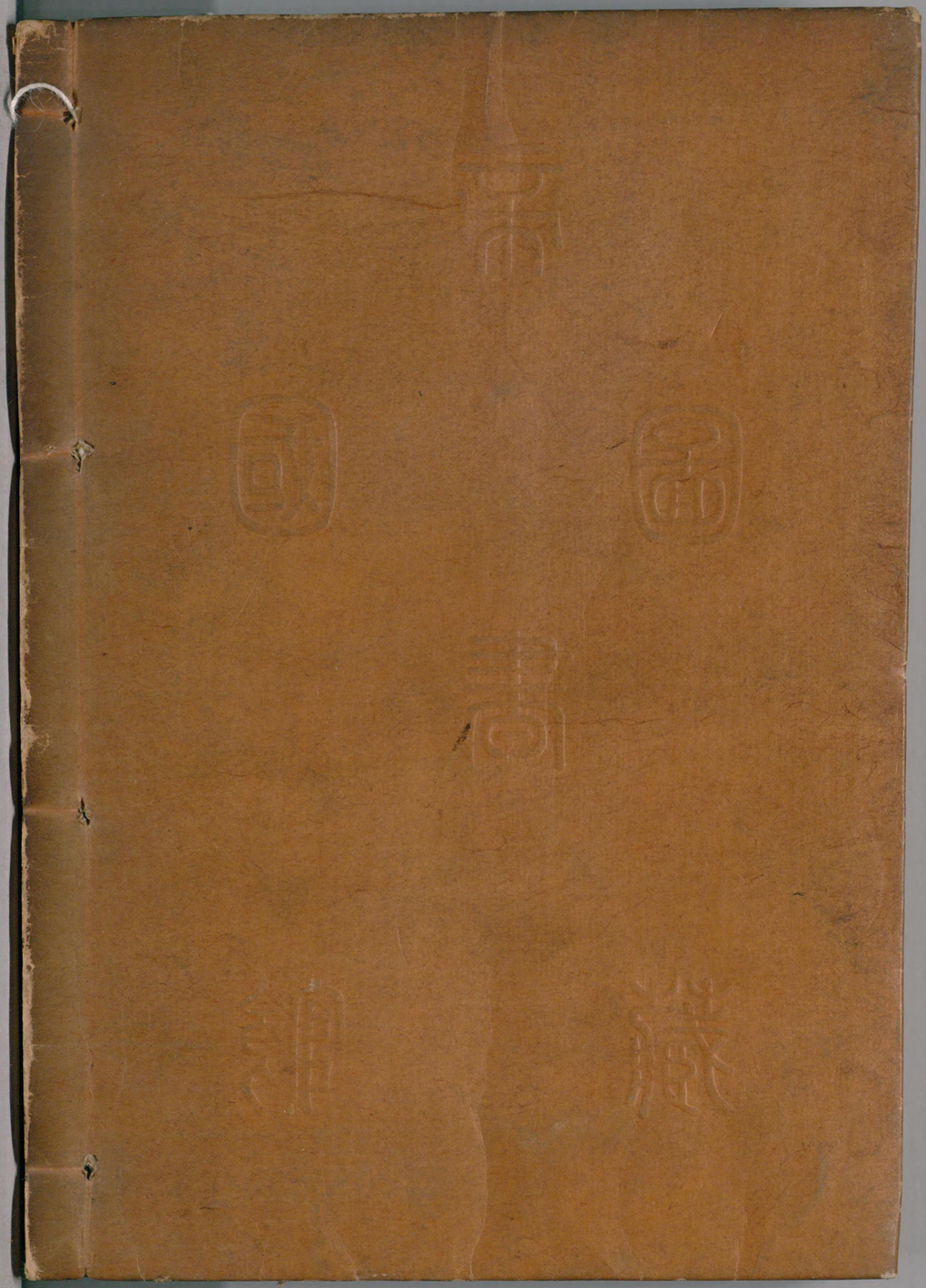

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第94冊』 請求記号 832-305

ガラス使用